

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
合同会議（第17回） 議事要旨

1. 日時 令和4年7月11日（月）10:00～11:05

※WEBシステムによる会議方式

2. 出席者

<建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ>

田辺座長、井上委員、鈴木（大）委員、中村委員、望月委員、山下委員

矢座オブザーバー、吉田オブザーバー、岡田オブザーバー、岡村オブザーバー、布井オブザーバー、難波オブザーバー

<建築物エネルギー消費性能基準等小委員会>

田辺委員長、秋元委員、伊香賀委員、澤地委員、鈴木（大）委員

鈴木（康）オブザーバー、高井オブザーバー、高橋オブザーバー、林オブザーバー、上木オブザーバー、富樫オブザーバー

3. 議題

- ・分譲マンションの住宅トップランナー基準について
- ・大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて
- ・共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて
- ・住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について

4. 議事要旨

4つの議題についてそれぞれ以下のとおり審議が行われた。

議題 分譲マンションの住宅トップランナー基準について

事務局より資料2、3を用いて前回の会議での指摘事項及び指摘事項に対する考え方等を説明し、原案の通り承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・目標を1年前倒しにする、やや踏み込んだ目標設定だが、トップランナー基準として目指すべ

き高みとして設定することに賛同する。

議題 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて

事務局より資料2、3を用いて前回の会議での指摘事項及び指摘事項に対する考え方等を説明し、原案の通り承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・空調や換気などの設備に何らかの余裕を持たせるというのは、今後、十分考えられる設計の方向だと思うが、省エネ目標の達成のために設備容量を絞るという方向のメッセージには違和感がある。
- ・高い省エネ目標はいいが、増改築時に十分対応可能か心配である。
- ・省エネ制御について、基整促の実態調査の結果でうまく働いていない場合があるということだが、一方で、工夫をして取り入れた制御手法が正しく使われていないというのは、やはり大きな問題だと思うので、コミッシュニングのコンセプトを取り入れて、正しく機能する割合を上げるべく、積極的な国のコミットメント、指導が大事ではないか。
- ・用途によって3区分で引上げ水準を設定することに賛同する。実際に省エネ効果が出るのが重要なので、省エネ制御効果率、あるいはモデル建物法を利用した評価方法については、引き続き、省エネルギー効果の実態分析の反映や評価方法の合理化等、基準の引上げに向けて検討をしていただきたい。
- ・省エネ制御について、実態として性能がうまく出ないということは色々な理由があるが、それゆえに全体厳しめというのではなく、そのときの条件、ポイントをしっかり押さえて、評価すべき、あるいは推進すべき技術は正しく評価されるようにしていただきたい。
- ・建築外皮については、今のところ、誘導水準にとどまっているが、最終的には、やはり義務化、省エネ基準の中に入れていくべきものと思っている。
- ・省エネ制御効果率について、甘めの設定は良くないが、厳しい値を示してしまうと省エネに対する取組が積極的に行われなくなってしまうことも懸念される。今後、データを蓄積した上で実態に合った適切な値を示していただきたい。
- ・病院の基準、評価のあり方について、特別室の扱い等、具体的な見直しに協力したい。
- ・飲食店について、飲食店の省エネ性能が竣工前に悪くなるのが建築物全体の基準適合を阻害しないように、C工事（テナント工事）も含めてプロセス管理をしていく必要の周知、工夫が必要ではないか。
- ・モデル建物法について、換気量増加の傾向に伴う空調の風量制御や給湯の省エネ対策等、評価方法の適切な見直しと改善をお願いしたい。

議題 共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて

事務局より資料2、3を用いて前回の会議での指摘事項及び指摘事項に対する考え方等を説明し、原案の通り承認することとなった。

議題 住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について

事務局より資料2、3を用いて前回の会議での指摘事項及び指摘事項に対する考え方等を説明し、原案の通り承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・設備間のトレードオフは原則許容しないことや誘導基準の住宅の普及拡大を図るという観点は妥当である。一方で、特定の仕様のみを推奨することのないように、省エネ計算により正しく評価ができることの周知も大事である。
- ・仕様基準で特定するよりも性能基準、つまりはウェブプロで詳細に計算した方が評価は良くなるので、この点はしっかりと周知していただきたい。
- ・省エネ性能を求める際には、外皮と一次エネを計算する必要があり、実際の計算で負担となっているのは一次エネの計算でなく、外皮の計算だと思う。簡潔な範囲で仕様基準を設定するという意味が一次エネだけでなく外皮を含んでいるのであれば、外皮を仕様基準、一次エネを性能基準で評価するルートも検討の余地があるのではないかと。
- ・トレードオフを勘案せずにボトムアップで行うという方向性に賛同する。
- ・将来の省エネ基準の引上げを見据えて、仕様基準における選択肢の充実化等、申請側並びに審査側の負担軽減に資する方策を引き続き検討いただきたい。

その他ご意見

- ・丁寧なデータ分析、丁寧な広報、丁寧な説明や支援策について、ぜひお願いしたい。
- ・今回示されたような指摘事項に対する考え方があることで趣旨がよく分かり、基準の見直しに対する取組の姿勢も大きく変わるのではないかと。基準の見直しがされる際に一緒に広報していただきたい。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1630